



報道発表資料

令和4年12月21日

独立行政法人国民生活センター

「愛してるから投資して」っておかしくない！？ —マッチングアプリ等で知り合った人に騙されないためのチェックリスト—

「婚活実態調査2022」¹によれば、2021年の婚姻者のうち、婚活サービス（結婚相談所、ネット系婚活サービス、婚活パーティー・イベント）を通じて結婚した人は15.1%であり、そのうち約6割の人がマッチングアプリ等のネット系婚活サービスを利用しているという結果になっています。マッチングアプリ等は真剣な出会いの場として存在感を高めています。

一方で、中には悪意をもった利用者が紛れ込んでいます。消費生活センターにはマッチングアプリ等で知り合った人から暗号資産やFX等の投資を勧められ、送金したところ、相手と連絡が取れなくなるといった相談が多く寄せられており、こうした場合、お金を取り戻すのは極めて困難です。そこで、寄せられている相談内容から、手口を分析し、チェックリストを作成しました。やり取りしている相手がリストの内容に該当する場合は詐欺的な投資トラブルに繋がる恐れがあります²。マッチングアプリ等を利用する方は、ぜひご活用ください。

マッチングアプリ等で知り合った人に騙されないためのチェックリスト

【相手の特徴】

- ◆ 自称外国人や外国の在住経験がある日本人
- ◆ 不自然な日本語
- ◆ 暗号資産やFXでもうけている
- ◆ 趣味は投資や資産運用
- ◆ 副業で投資をやっている

【連絡の取り方】

- ◆ マッチングアプリから早々にLINE等のSNSへ変更を提案
- ◆ まめな連絡

【投資の誘い文句】

- ◆ 投資に詳しい家族や親戚（知人）の言うとおりに投資すればもうかるよ
- ◆ 結婚するなら金銭感覚が近い人が良いから、一緒に資産運用しよう
- ◆ 結婚の資金を貯めるために投資しよう
- ◆ 豊かな結婚生活のために投資は重要だよ

¹ 株式会社リクルート「婚活実態調査」（2022年9月8日）

https://www.recruit.co.jp/newsroom/pressrelease/2022/0908_11596.html

² このチェックリストは実際に寄せられた相談内容をもとに作成したものです。本来の目的で利用している人でもこのチェックリストの一部の項目に該当することがあります。また、チェックリストの項目に該当しない相手であれば必ず安心というわけではありません。投資を勧められたら、相手に関わらずきっぱりと断ってください。

1. 相談事例（カッコ内は受付年月、契約当事者の属性）

※下線部は1ページのチェックリストの該当部分

【事例1】マッチングアプリで知り合った男性から、二人の結婚後の資金を貯めるためにと暗号資産を送金させられたが、連絡が取れなくなった

マッチングアプリで日本在住のワイン輸入業者の役員というイギリス人男性と知り合い、無料メッセージアプリで連絡を取るようになった。やり取り開始時から男性は私のことを「妻」と呼び、「結婚後に悠々自適な生活を送るために二人で資金を出しあって投資をしよう」と言われた。暗号資産取引所に口座を持っていたので、その口座で暗号資産を購入し、男性が指定した口座に数日間にわたり合計130万円分の暗号資産を送った。数日後に男性と会う約束をしていたので、相手に会うためにも必要だと思い、さらに40万円分を送った。しかし相手から「新型コロナに感染したから会えない」と連絡があった。翌月に相手が50万円分を用意したので、私は40万円分を用意するように言われたが、20万円分しか用意できないと伝え、暗号資産で送ると、その日から相手と連絡が取れなくなった。どうしたらよいか。

(2022年8月受付 40歳代女性)

【事例2】マッチングアプリで知り合った人にFXの取引を勧められ、現金で約300万円を複数の個人口座に振り込んだ。返金を希望する

マッチングアプリで知り合った人から、「FX取引でかなり利益が出るので一緒にやらないか」と誘われた。言われるがまま複数人の個人の銀行口座に約10日間で合計約310万円の現金を振り込んだ。一度利益分として約40万円が戻ってきたが、そのお金は「元手にボーナスイベントに参加しよう」と言われ振り込んだ。その後、ボーナスイベントの参加をやめたいと伝えたところ、違約金が800万円かかかると言われ不審に思った。取引しているとされた証券会社にボーナスイベントのことを問い合わせたところ、そういうことはやっていないとも言われ、騙されていると気づいた。まだSNSのやり取り等は残っているがその後あまり連絡を取らないようにしている。相手とはSNSでしかやり取りしておらず、詳しい個人情報はわからない。返金してほしい。

(2022年6月受付 40歳代女性)

【事例3】マッチングアプリで知り合った人にFX取引を勧められ210万円を投資した。利益の出金を求めたが返信が来ない

マッチングアプリで中国人の女性と知り合った。アプリ内で会話をしていたが、仲良くなったので無料通話アプリを交換し頻繁にやり取りを始めた。彼女はFXの取引でもうかっており、「叔父がプロの投資家で教えてもらっているので、ほとんど負け知らずだ」という。投資経験は全くなかったが、彼女が言うのであれば本当だろうと思い、言われるままにスマホに外国のFX取引のアプリをインストールした。彼女からアドバイザーと呼ばれる人を紹介され、無料通話アプリでやり取りをした。FX口座を開設するために運転免許証の写真を送付し、投資金として、国内の銀行の外国人名義の口座に10万円を振り込んだ。毎晩女性と連絡を取り、女性から「ここを押して」等と指示を受け売買をしていた。アプリ内ではもうかったので、数日後さらに200万円を振り込んだ。しかし、さらに投資しようとする振り込みできなかった。もうけ分の出金を依頼し

たが、既読になっているのに返信が来ない。どうしたらよいか。

(2021年8月受付 50歳代男性)

2. 消費者へのアドバイス

(1) マッチングアプリ等で知り合った相手の指示で投資するのはやめましょう

マッチングアプリ等で知り合った相手から紹介された投資は、運営会社や投資の運用の実態が確認できないことが多く³、知り合った相手の本人確認も難しいため、その資金を取り戻すことは極めて困難となります。

投資金の送金方法については、暗号資産での送金を指定されるケースや、金融機関への振り込みを指定されるケースがあります。金融機関への振り込みの場合は、振込先として金融機関の個人名義の口座を指定されるなど、資金の流れが不透明なケースがみられます。

こうしたトラブルの未然防止のため、マッチングアプリ等で知り合った相手の指示で投資するのはやめましょう。

(2) マッチングアプリ等は、ルールに従って利用しましょう

マッチングアプリ等でマッチング後、外部サイト・外部サービスでのやり取りに誘導され、そこで投資の勧誘をされるケースがみられます。

マッチングアプリ等の利用規約では、外部サイト・外部サービスへ誘導する行為を禁じている場合があります。事前に規約や注意事項をよく読み、違反する行為や疑わしい行為を持ち掛けてくる相手とはやり取りを行わないようにしましょう。また、そうした行為を受けたことをアプリ等の運営会社に報告しましょう。

(3) トラブルに遭ってしまったら

①もしトラブルに遭ってしまった場合や不安に思うことがある場合は、すぐに居住地の消費生活センター等に相談しましょう。

*消費者ホットライン：「188 (いやや!)」番

市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

②投資資金を国内の預金口座等へ振り込んだ場合、振り込め詐欺救済法に基づく届け出を行うことも考えられます。振込先の金融機関にも問い合わせを行いましょう。

③投資したお金を取り戻す等と被害回復をうたう団体にご注意ください。二次被害に繋がる恐れがあります。

3. 情報提供先

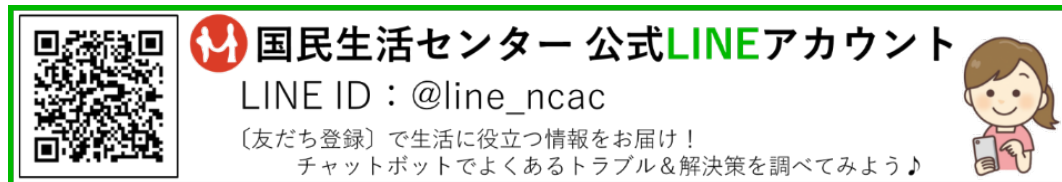
本報道発表資料を、以下に情報提供しました。

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）

³ 暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられており、FX等の金融商品取引を業として行う場合は、金融商品取引業の登録が必要です。マッチングアプリ等で知り合った相手から紹介される投資の運営会社は、これらの登録が確認できない場合が多くあります。

- ・金融庁（法人番号 6000012010023）
- ・警察庁（法人番号 8000012130001）
- ・一般社団法人日本暗号資産取引業協会（法人番号 2010005028315）
- ・一般社団法人結婚・婚活応援プロジェクト（法人番号 4010405013484）

国民生活センター公式LINE アカウントでも、さまざまな消費者トラブルの情報を発信しています



【参考資料1】PIO-NET⁴にみる相談の傾向

図1 マッチングアプリ等をきっかけとする投資トラブルに関する相談件数の推移⁵

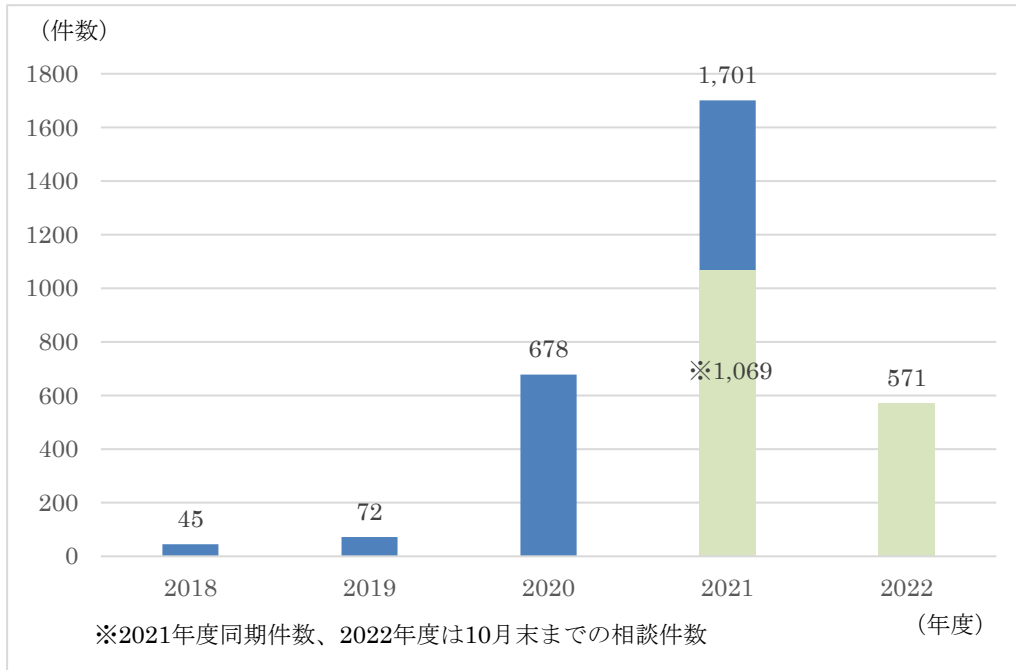
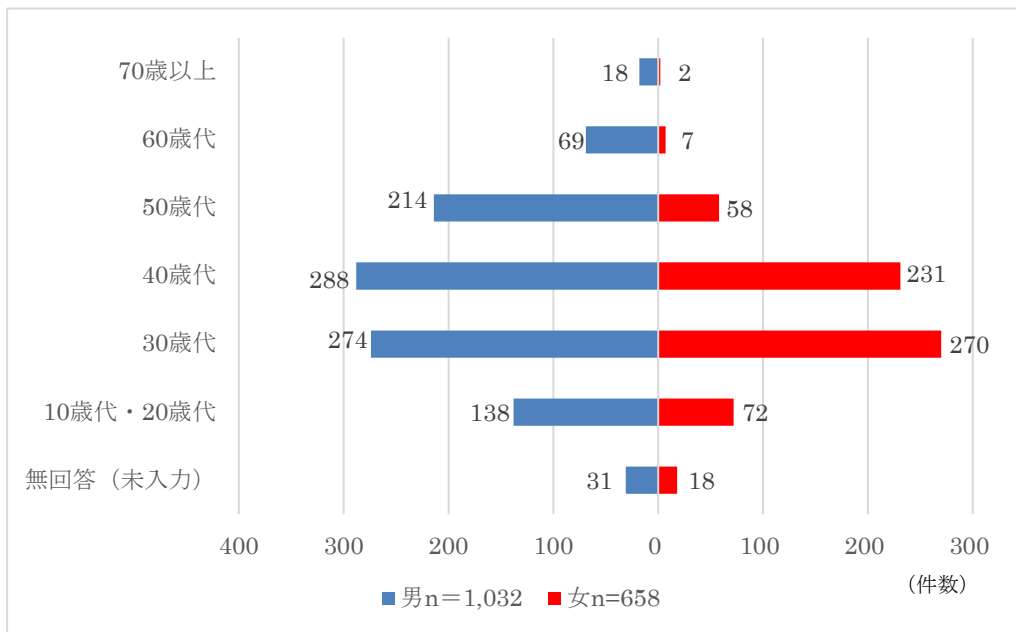


図2 契約当事者の性別・年代別相談件数⁶ (2021年度)



⁴ PIO-NET (パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム) とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。2022年10月31日までのPIO-NET登録分。

⁵ マッチングアプリ・サイト、婚活アプリ・サイト、恋活アプリ・サイト、出会い系サイト・アプリをきっかけに投資トラブルに遭ったと相談者が申し出た相談件数。

⁶ 契約当事者の性別について、不明・無回答を除く。

【参考資料2】 国民生活センターによる過去の注意喚起

- ・「愛のギフトを受け取ってほしい！？それってもしかして「国際ロマンス詐欺」？」（2020年2月13日）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200213_2.html

- ・「出会い系サイトやマッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺にご注意をー恋話（コイバナ）がいつの間にかもうけ話にー」（2021年2月18日）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210218_1.html

- ・「ロマンス投資詐欺が増加しています！ーその出会い、仕組みれていませんか？ー」（2022年3月3日）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220303_2.html

- ・「SNS やマッチングアプリ、友人・知人からの誘いをきっかけとした暗号資産のトラブルーその話、うのみにしないでー」（2022年8月4日）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220804_1.html